

令和4年豊能町議会12月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和4年12月8日（木）

豊 能 町 議 会

令和4年豊能町議会12月定例会議
総務建設常任委員会

年月日 令和4年12月8日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子
菅野英美子 秋元美智子 川上 勲

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	川村 哲也	まちづくり調整監	松本真由美
総 務 部 長	仙波英太郎	都 市 建 設 部 長	坂田 朗夫
都 市 建 設 部 理 事	浄住 修	まちづくり創造課長	田中 久志
秘 書 人 事 課 長	池田 拓也	総 務 課 長	平田 旬
行 財 政 課 長	山内 拓	建 設 課 長	仲村 晴好
都 市 計 画 課 長	田中 克生	農 林 商 工 課 長	中谷 康彦
吉 川 支 所 長	高田 浩史		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和4年豊能町議会12月定例会議付託案件について

- ・ 第52号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件
- ・ 第55号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
（関係部分のみ）
- ・ 第59号議案 令和4年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件

2. その他

午前 9 時 30 分 開会

○委員長（中川敦司君）

皆様おはようございます。

塩川町長ですね、緊急入院ということで、本日はこの委員会、不在ではございますけれども、非常に大事な予算等がですね、上程されてございますので、しっかりと審査をですね、していきたいと思っておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

そうしましたら、着座にて、議事進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、委員間の距離をとるため、通常の席から変更しております。

皆様には、マスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクを着用のままでお願いをいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、第 1 会議室にて、音声傍聴の形をとらせていただきますので、御了承お願いいたします。

委員会の開会に当たりまして、副町長より挨拶がございます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。副町長の川村でございます。

令和 4 年 12 月定例会議 総務建設常任委員会の開会に当たりまして、理事者を代表いたしまして一言御挨拶申し上げます。

まずは委員各位におかれまして、大変お忙しい中、ご参会賜りまして誠にありがとうございます。

先ほど委員長からも御案内ございました

とおおり、一昨日、昨日、本来であれば一般質問というところではございましたが、町長の急な入院、体調不良によりまして、この大切な議会日程を、日程を変更させていただくということになりました件、本当に申し訳ございません。

本日も、先ほどございましたとおおり、町長欠席ということでの委員会開催ということになっております。

何とぞ御理解を賜ればというふうを考えております。

本日の総務建設常任委員会に付託されました議案、第 52 号議案、第 55 号議案の関係部分、第 59 号議案に対しまして、丁寧に私どものほうから説明をさせていただきますので、ご慎重に御審議を賜り、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和 4 年豊能町議会 12 月定例会議付託案件について、を議題といたします。

第 52 号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい、おはようございます。総務課、平田です。

それでは、第 52 号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件、御説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

議案書の9ページ、10ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

今回の改正の理由でございますが、消防団員の処遇の改善を図るため、国において非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、所要の改定を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

まず初めに、第8条のうち、水火災その他の災害を災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）と文言の整理を行うものでございます。

次に、第11条では、報酬の規定についての改正でございます。これまでの報酬を年額報酬に変更し、新たに、団員が災害、警戒、訓練等に係る職務に従事した場合に、従前の費用弁償に代えて報酬を支給するよう出動報酬を創設しております。

災害に係る職務につきましては、1日につき8,000円。ただし、その職務に従事した時間が4時間未満の場合は、4,000円とします。

警戒、訓練又は予防広報活動に係る職務につきましては、1日につき3,000円を支給するものでございます。

なお、機能別消防団員の出動報酬につきましても、同様の額とします。ただし、町職員としての勤務時間内に従事したときには、支給はしません。

別表におきまして、国が示す非常勤消防団員の報酬等の基準において、階級が団員である者の年額報酬の標準額が3万6,500円とされていることから、団員の年額報酬の額を同額に改定するものでございます。

最後に附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（中川敦司君）

それではこれより本件に対する質疑を行います。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

おはようございます。菅野です。

概要説明の右側のページの災害に係る職務の1日につき8,000円という、この1日の考え方について伺いたいんですが、例えば木代の崩落のようなことがありましたら、9年前のあのようなことがありましたら、人命救助なら時間関係なしに、例えば夜の12時に声かかったとしても、昼間までかかったりするということがあると思うんですが、そのことについて、臨機応変に従事した時間換算であるとか、そういうことを考えておられないんですか。

この1日について、という判断、考え方をお聞かせください。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい、総務課、平田です。

委員おっしゃいますとおり、長時間に及ぶ災害現場等に従事する場合が想定されます。その際にはですね、長時間になるようなことが予想される場合には、その出動体制等々も考えながらですね、当然現場での団員の疲労度合いでありますとか、交代制で現場に当たれるのではないかというようなところを考慮しながら、その都度、判断をさせていただきたいと考えております。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

その判断は団長がされるんですか、こちらの理事者の方がされるんですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

最終的には、判断は消防団長の判断になると思います。

ただし、本部事務職員も含め、相談・協議ということになってくると思います。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

はい。秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。おはようございます。

今のところなんです、はっきりと1日につき8,000円で、従事した時間が4時間未満で1日につき4,000円。

ていうことは、4時間以下の場合4,000円と分かるんですが、この1日っていう単位がちょっとわかんないんですね。8時間なのか、一つの事案に対して関わったことを1日とおっしゃってるのか、例えばこれが8時間以上、9時間、10時間、そういうことあんのかもしれません、事情はわからないけど。そうなった場合、これは、8,000円プラス4,000円というふうになるのか、ちょっとこのことがわからないので、この1日というその捉え方ですね、時間的捉え方を、教えてください。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

考え方としましては、1日は24時間という考え方になるんですが、先ほど管野委員の御質問にもありましたように、その現場での判断、状況を見ながらということになってきます。

ですので、今回4時間という規定も設けさせてもらっておりますが、災害現場で、

恐らく4時間を超えるというような活動になってくると、相当な疲労等も出てくると思いますので、そこは、例えばですけども、違う分団で交代をすとかいう形で、そういう体制をとっていきながら進めていきたい、というところがございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

大変な神経使うし、御自身も危険な場面が多いと思いますが、簡単に考えた場合はできる限り消防団の方は4時間以上の従事はない形で進めていきたい、というふうなニュアンスで受け取らせていただいてもよろしいですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

委員おっしゃるとおりですね、4時間を超えてくると、4時間が一つの目安としましてね、余り長時間に同じ団員に苦労・疲労がかかるような形は取らないように、その現場でまた考えていく、ということがございます。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいね。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

消防団の処遇のことで、現状とか課題についてちょっと伺いたいんですが、現在全国的にも消防団の団員数が年々減少しているということが、危機的な状況となっているというふうに、全国的にいわれてるんですけども、年齢別で20代とか30代とかの、その若年層の入団者数っていうのは、どういう状況になってるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

すぐ答えられそうですか。

はい、平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

詳細な数字、人数についてはちょっとお答えができませんが、近年減ってきておるといところでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

非常に近年、災害がものすごく多発化してるんですけども、その消防団員数が減少しているっていうことを今お伺いしたんですが、その消防団の処遇改善について、この消防団員数の確保など、図られている状況なんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

はい、平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

現在の団員さんにつきましては、こういう形で処遇改善を図っていくというところでございますが、新たに入っていただく方、新入団員を募集するというのは、町のほうではホームページであったり、また分団、地域におきまして、それぞれ募集についての活動をしていただいているところでございます。

○委員長（中川敦司君）

暫時休憩いたします。

（午前9時42分 休憩）

（午前9時42分 再開）

○委員長（中川敦司君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほか、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

なければ、私のほうから少し質問したいんですけども、新旧対照表になるのかな、これの第52号議案と書いてあるところの右

側のところかな、機能別消防団員っていう文言、表現がございしますが、機能別消防団員そのものは、どういうふうな位置づけというふうに考えておいたらいいのか、まず初めにちょっと御質問させていただきます。

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

機能別消防団員につきましては、この豊能町においては、平成22年に創設をさせていただいております。

特に昼間の火災等の現場にですね、地域の消防団員の方についてはサラリーマン化による町内にいらっしやらないということが多々ございますので、そういった場合に、団員がそのときに不足するところを機能別消防団員、町の職員でございますけれども、補うというようなところで活動しております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ということは、ここに書かれてある機能別消防団員の実際どんな人かいうたら、町の職員の方でやっただいてる団員さんのことを機能別消防団員というふうに捉えてるということよろしいですか、もう一度確認をします。

はい、平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい。総務課、平田です。

委員長おっしゃるとおりで、現在18名が所属しておりますけれども、全て町の職員でございます。

○委員長（中川敦司君）

もう1点ですけどね、機能別消防団員のことについては、ちょっと過去と今回でちょっと表現がね、少し表現変わってる部分がございますが、全て町の職員ということなので、内容的には変わらないというふう

に私もこの内容を見て思ってるんですけども、町の職員じゃないような方が、この機能別消防団員になるような場合もありうるんですかね。

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

現在設けております機能別消防団員と申しますのは、先ほど申しましたとおり、町の職員で構成しております。

これはあくまでも職域といいますか、この役場という事業所の中での組織している町職員が所属する団・団員ということになりますので、今のところは別の、例えばお勤めの方であるとか、そういった方を機能別消防団員に入らせていただくというようなことは考えてはおりません。

○委員長（中川敦司君）

わかりました。

ほかよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

はい。挙手全員ですね。

よって第 52 号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第 55 号議案、令和 4 年度豊能町一般会計補正予算(第 8 回)の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

おはようございます。行財政課、山内です。よろしくお願いたします。

それでは、第 55 号議案、令和 4 年度豊能町一般会計補正予算(第 8 回)につきまして、関係部分に係る提案理由の説明を申し上げます。

S i d e B o o k s 内の本会議、令和 4 年 12 月定例会議フォルダ内の一般会計補正予算書を御覧ください。

それでは以降、所属ごとに順番に説明をさせていただきますが、着座にて順番に説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

8 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費補正でございます。

町内施設 A E D 更新事業につきまして、納期の関係から今年度中に契約する必要があるため、繰越明許費として計上するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい。建設課、仲村です。おはようございます。

次の耕地災害復旧事業の 2,660 万円でございますが、8 月豪雨により被災した工事災害復旧事業ですが、年度内に事業が完了する見込みがないため、繰越するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい。山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

はい。行財政課、山内です。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、給与条例の

改正や4月の人事異動に伴う人件費の補正と、物価高騰の影響による電気料金・ガス料金の増額を行っております。

それら人件費事業と燃料費・光熱水料費の説明は省略いたしますので、よろしくお願いたします。

最初に歳出について御説明申し上げます。
18ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、財政調整基金積立金につきまして、前年度繰越金と前年度の運用収入分を積立てるものでございます。

同じく、退職金等引当基金積立金でございますが、前年度の運用収入分を積立てるものでございます。

森林環境譲与税基金積立金でございますが、前年度の森林環境譲与税から令和3年度の森林整備事業に係る費用を除いた残額を積立てるものでございます。

目3. 財政管理費の1. 財政管理事業でございますが、地方財政状況調査の調査項目が追加されることに伴い、システム改修にかかる費用を補正するものでございます。

目5. 財産管理費の1. 庁舎等管理事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入、各公共施設に設置しているAEDの更新に係る費用を補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

次に、19ページを御覧ください。

目11. 自治振興費の4. 自治会運営支援事業でございますが、切畑自治会館の床改修工事に係る補助金を補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい、おはようございます。農林商工課、中谷です。

続きまして、27ページのほう、ちょっと飛びますが27ページのほうを御覧ください。上から二つ目になります。

款6. 農林水産業費、項1. 農業費、目5. 経営所得安定対策等推進事業費の2. 経営所得安定対策等推進事業でございます。12. 業務委託料、11万9,000円の増額ですが、これは農林水産省の共通申請サービス、eMAFFと言いますが、これの導入に伴う水田台帳システムのデータ移行の作業費用になります。当初予算で165万円を計上しておりましたが、国のほうより事業費の変更の連絡がありまして、増額したものでございます。

私からは以上です。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。すいません、農林商工課、中谷です。一つ抜けておりました。

28ページ、一番下になります。

款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費の3. 観光事務事業でございます。負担金の増額ですが、これは妙見口駅のトイレ維持管理に関しての負担金ということですが、内容は、電気代等が含まれておりまして、物価高騰の影響による増額ということです。

○委員長（中川敦司君）

はい、田中都市建設課長。

○都市計画課長（田中克生君）

はい。都市計画、田中です。

補正予算書の30ページになります。

款8. 土木費、項5. 都市計画費、目1. 都市計画総務費の繰出金212万1,000円で

ありますが、後の第 59 号議案のほうにて御説明させていただきます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

続きまして、36 ページをお願いいたします。

款 13. 災害復旧費、項 1. 農林水産施設災害復旧費、目 1. 耕地災害復旧費の 1. 耕地災害復旧事業の工事請負費 2,660 万円でございますが、Side Books 内に保管しております災害復旧事業 R 4 年 8 月豪雨を御覧ください。

事業名ですけれども、8 月 17 日及び 18 日の豪雨による災害復旧事業でございます。

総事業費は 2,660 万円。

事業期間は令和 4 年 12 月から令和 5 年 9 月までとなっております。ただし、農地等の現場での工事は、来年の米の耕作にできるだけ影響のないよう 4 月末には完了する予定でございます。

事業内容は、被災した畦畔を含んだ農地や施設、水路の復旧を行い、従前の効用を回復させるものでございます。

次に、災害箇所につきましては災害位置図で説明させていただきます。

図面には、農地を緑色、施設を、今回水路ですけれども、青色で着色しております。

地区別に申し上げますと、図面の上から、切畑地区が西野農地、大円農地の 2 箇所。川尻地区が、図面中央やや左側にあります川尻農地の 1 箇所。木代地区は、今回最も被災箇所が多く、図面中央の崩尻農地、以下に記載しております農地・水路 13 箇所が、木代地区の被災箇所でございます。

2 枚目を御覧ください。

災害位置図の西の方でございますけれども、吉川農地が 1 箇所となっております。

以上 17 箇所、23 工区でございます。

これら、災害復旧工事を実施するには、国の査定を受けなければなりません。10 月 25 日、26 日に、国の査定を受検済みでございます。

なお、市町村が土地改良法に基づく災害復旧事業を施行することについて、これまでは法律の規定により応急工事計画を定め、議会の議決を要するとされておりましたが、法律の改正があり、市町村が迅速な災害復旧工事を施行するため、議会の議決を要しないとの変更がございました。

したがって、これまでは予算審議とは別に、農地災害復旧事業の施行についての議案を上程しておりましたが、今回より本件補正予算のみの御審議をいただくものでございます。

また、議会の議決を不要としたことによりまして、受益者から費用負担を求める場合には、受益者の意思確認が必要であることから、当該受益者の 3 分の 2 以上の同意を得ることとの法改正もあわせて行われておりますので、予算議決をいただきましたら、受益者から同意を得た上で工事を進めてまいります。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について説明申し上げますので、補正予算書にお戻りください。

13 ページをお願いいたします。

款 14. 分担金及び負担金、項 2. 分担金、目 1. 災害復旧費分担金でございますが、ただいま歳出のところで説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る分担金でございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

14 ページを御覧ください。

款 16. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 1. 総務費国庫補助金、節 5. 財産管理費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入に係る国庫補助金でございます。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

続きまして、15 ページのほうになります。1 番上です。

款 17. 府支出金、項 2. 府補助金、目 5. 農林水産業費府補助金、節 4. 経営所得安定対策等推進事業費府補助金でございます。

こちらのほうは、歳出の 27 ページで御説明させていただきました農林水産省共通申請サービス導入に伴うシステムデータ移行に係る補助金です。100%の補助金となっております。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい。続きまして目 9. 災害復旧費府補助金、節 1. 耕地災害復旧費府補助金でございますが、歳出のところで説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る府補助金でございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

次に、款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として、1,887 万 5,000 円を増額するものでございます。

16 ページを御覧ください。

款 21. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金でございますが、前年度からの繰越金

の確定に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

それではこれより、本件に対する質疑を行います。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

今回から補正予算、要するに議会の議決を経ないで補正予算に入るという説明ありましたね。それによって、何か月ぐらい早まったか期間的な早まり方を、参考までに教えていただきたいです。

お願いします。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

国の災害復旧事業の対象となる基準以上の雨が降りましたら、まず地元の自治会長にこちらのほうから災害が起こっていないかの確認をします。

確認が終わりましたら、こちらのほうで現場を見に行き、その被害状況はどのようなものであるかというところで、今までの仕事に変わりはないんですけれども、予算審議をいただくために、こちらのほうで、設計を組むことがあります。

緊急を要さない場合には、議会の議決までに詳細な設計をして予算審議をいただくんですけれども、緊急な場合がありますら詳細な設計をせずに概算で設計をさせていただきまして、予算確保をさせていただきだけで事業が施行できますので、緊急な場合だけ、ちょっと少し早めることはできるんですけれども、通常の災害の場合は、今までと変わりございません。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

どのぐらい時間的な効果があるのかお尋ねしたんです。

要するに、復旧していくのに議会の手続きをとらないで済んだことによって、1か月、2か月早まったから、次の農作、稲作にはこだけ余裕ができましたっていう答弁をいただきたいんです。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

今回のケースでしたら、10月25日に先ほど災害の査定が行われたというふうに申し上げましたけれども、それまでに議会の予算の審議をいただいて、その災害の査定を受けたすぐ後から、事業が開始できるということでございます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今のところなんですけど、9月議会で7月の豪雨災害のときの地図には金額が書いてあるんですけど、金額聞いたからいうてどんな工事がいくらかかるかというのは私たちは判断できませんけど、今回のには金額が載っていないんですけど、なぜですか。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい。予算審議をしていただくのに、そこへ出そうかなと思ったんですけども、この場所を指定させていただきだけで、御理解いただけるかなと思ってそうしました。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

どこにいくらかかったかっていうその判断を私たちはできないですよ、専門家ではないからね。

でも前に書いてあったんやったら、こだけかかったんやなって、ちょっと私も大規模やったりするの大変やったねって、例えば地元の方とお話しするときにそういう話もできるかなと思うんですが、今度から書いていただけませんかでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村です。

大変失礼いたしました。次回からそうさせていただきます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今回15箇所ですわね。違ったかな。

（発言する者あり）

○委員（秋元美智子君）

17。15じゃなくて17。まずちょっと、そこ間違えてたら申し訳ないんですけど、うち、過去にもあった場所ってのはありますか。

じゃなくて、いつもこう、豪雨のときに、災害復旧出てくんですが、同じとこばかり崩れてるわけじゃないですよ。その確認をちょっとさせてください。

今回は、過去そういう事例があったのかどうか、今回の場所は。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

こちらにあげております農地ですとか水路ですけども、過去に被災した場所ではございません。

同じような場所ですけれども、ちょっとずれたところで被災しております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

過去どっか起きて災害復旧して、そこは強くなったけど今度は弱いと狙われて、災害起きていくっていうふうな認識でよろしいでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

委員おっしゃったとおり、災害復旧したところは強くなってるんですけれども、弱いところが、また、被災するというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

いいですか。ちょっと私のほうからいいですか。

先ほどの管野委員の質問にもありましたけども、前回の7月豪雨のときとの違い、表現の仕方の違いの話がございましたけども、たしか私もそれを通じてかな、ちょっと突っ込んだ質問を何かさせてもらった。前は何かブロック積みの何かそういう工事をしないかん、で、あるところは土だけの処理でいけるみたいな、そんな説明があったんですけども、単価の違いとか何かそういうところまで突っ込んで質問させていただいたのは、たぶんそのいろいろ書いてある内容、細かく書いてある内容があったからそこまで突っ込んだ質問ができたと思うんですけど、たぶん今回のような表現やったら、たぶんそういう質問もできない。

だから、この部分は、どういう復旧作業をしないかん、この部分を、どんなんしないかんというのが、やっぱりある程度ない

ことには、そこまで詳しい質問はできないのかなと思いますが、それはやってもらえると考えるとったらいいんですか。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

次回からは、工事の計画書も付けさせていただきます。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今のところでちょっと確認させていただきたいんですけども、災害に対して迅速に対応するために、議会の議決を経ないことになったというところで、たしか都道府県とか国は、議会の議決経てないですよ。そういう形になるんだと思うんですけど。今回、国・府支出金が1,440万円出てまして、今回は補正予算のみということだったんですけども、議会の議決を経ないっていう何ていうんですかそのやり方、議会の議決を経ずにこの予算っていうのはどういう、受益者が3分の2とかいう今話ありましたけど、どういう流れになるんですか。

国・府の支出金とかも出てたりするじゃないですか。そういう議会の議決経ないっていうのはどういう形になるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

都市建設部の坂田です。おはようございます。

たぶん、委員御質問の内容は、国・都道府県については、議会の議決を要しない。で、市町村は議会の議決を要する。それは、その予算との関係はどうなってるのか、そういうような御質問ですかね。

そうしますと、昭和24年に土地改良法の改正があったときに、まず、国・都道府県

のほうで、その災害復旧のほうの事業を、法律的に立ち上がったんですけども、そのあと4年たってから、今度市町村も行けるようになったんですけども。最初の昭和24年ぐらいのときには、土地改良のそういう手続きみたいなものはですね、不要という形で進んで、予算は当然、補正予算でとらないといけない。

そのあと、4年後の28年以降はですね、市町村については、土地改良法の法手続きの議会議決と、それから予算の確保ですね、の二つが前提で動いてた。

で、国・都道府県についてはその代わり、議会の議決は要しないですけども、地権者の3分の2以上の同意が必要であった。

で、市町村については、同意は要らなかったんですけども、それに代わる住民さんの代表が議会であったので、議会の議決を要してたというところがありました。

それが今年度になってから、法改正で議会の議決、要は住民の代表の議会の議決は不要になって、住民さんの受益者の3分の2以上の同意だけで済むようになったというところなんです。

ですので、現在はもう国・都道府県・市町村一緒に、予算の確保だけしないといけないということですので、それで今回、上程させてもらってるというところなんです。

○委員（秋元美智子君）

よろしいですか。

○委員長（中川敦司君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

先ほどの地図の中の金額のことですけど、差し替えといていただけないでしょうか。

お願いします。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村でございます。

はい、すぐに差し替えさせていただきます。

○委員長（中川敦司君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

違う質問ですけど、財政調整基金の残高はいくらになるんですか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

12月補正後の財政調整基金の基金残高は9億3,925万2,000円になります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほかありますか。

川上委員。

○委員（川上 勲君）

これ、地図を見てるとね、木代地区がほとんどですわね。なぜか言うたらやっぱり、真砂土系のところからね、水に弱い面もあるけども、何年か前に災害復旧で積んだところが、潰れたところがあったんですわね。

そこんところを見るとね、そこへ水が集中していくようになって、ブロック積みがとんでしもたと、いうところを見に行ったことがありますねんけどね。

これ、考えるとねえ、やっぱり管理も悪いと思いますわ。水を入れといて、ほんで雨降ってきてても、まあ大して降れへんやろいうことでやね、ほっといたら大したことあってやね、水がどンドン入って、ほんで畦をオーバーしてね、それで土手が崩れていくというのがほとんどや思いますわ。

せやから管理をね、もう少しやね、雨降った場合にはきちっと水を切って、田へ入らんようにするということも必要やと思ひ

ますけど、そういう指導をされてますか。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

今回ですね、吉川から茨木の上音羽のほうに雨雲が発生しまして、木代と切畑それから川尻に雨がたくさん降ったことは事実なんですけれども、管理不足といいますか、そういった面もあると思います。

で、毎年、行政連絡協議員会議の中で、自治会長に適正管理についてということをお願いはさしてもらってるんですけども、事実どこまでできてるんかという町のほうで把握はできておりません。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

高山も真砂系のところありますねんけどね、自治会からちゃんと管理せいということは、町の通達があっただけでお願いしますということは、少なくとも私は聞いたことないねんけどね。ほかの自治会は、どないしているか知らんけども。

もう少し、緊急にやね、雨降った場合のことも考えて、やっぱり何回でも言う必要があると思いまっせ。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい。建設課、仲村です。

災害が起こった場合には維持管理をしてるという状況の報告書は出してもらってるんですけども、その徹底が足りないということですので、ちょっと検討させていただきます。

○委員長（中川敦司君）

ほかありますか。

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

この負担額、地権者は負担しないんですか。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

受益者については、農地では 50%、それから水路では 35%、残りは国負担となっています。

ただし、今回につきましては、激甚災害の指定を受けておりますので、今、国へ増額していただくような申請中でございます。90%以上の国の補助金がいただける予定をしております。

○委員長（中川敦司君）

はい、よろしいですか。

ほかありますか。

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

地権者も負担してるの知ってるんですけど、かなりの負担していますよね、各個人も。してるんです。はい。それだけ、お見知りおきを申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

それだけでいいんですか。

よろしいか、それでね。

ほかいいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

ないんやったら、ちょっと私のほうからよろしいか。

庁舎に A E D 更新の話がございました。念のため確認させていただきます。もう一度確認させていただきますが、台数は 24 台ということでしたっけね。

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

今回の補正予算にあげております更新の台数については24台になっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

で、このAEDですけども、やはり耐用年数とかいうのを考えると、何年ぐらいというふうに、基準的にあるんでしょうか。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

今回の補正予算であげさせていただいておりますAEDの機種につきましては、耐用年数8年で考えております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ということは、8年ごとには必ず更新が必要になってくると、各1台20万円程度かかるという、そういうことでよろしいんですね。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

本体につきましては、耐用年数8年となっております。

AEDは、バッテリー使っておりますので、バッテリーの交換が4年ごとになっております。

AEDを使うときにパッドを心臓部分に貼り付けますけれども、そのパッドの使用年数が2年となっておりますので、パッドの交換は2年ごと、バッテリーは4年ごとで、本体は8年というふうな、交換のスケジュールになっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいですか。

いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

挙手全員であります。

よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第59号議案、令和4年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

はい。都市計画、田中です。

それでは第59号議案、令和4年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)につきまして、着座にて御説明させていただきます。

御手元の補正予算書3ページをお開きください。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ212万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,799万2,000円とするものでございます。

それでは今回の補正につきまして、歳出から御説明させていただきます。

8ページをお開きください。

まず、款1. 下水道費、項1. 下水道管理費、目1. 下水道総務費ですが、1,443万6,000円の減でございます。

これは主に、消費税額の確定により減額するものでございます。

同じく、目2. 下水道維持管理費ですが、1,619万7,000円の増でございます。

これは主に、汚水中継ポンプ場などの電力料金の値上げによるものと、流域下水道の負担金が、下水処理場の電力料金の値上げに伴い増額となったためです。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

7ページにお戻りください。

款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金につきましては、今回の補正に伴い、212万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

はい、挙手全員であります。

よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について、委員間討議、委員間討議を行う事項は、何かござい

ますか。

ありませんか。委員間討議なんかありますか。いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

わかりました。

そうしましたら、前回、前々回かな、ときに提案がございました委員会の視察という件につきまして、先だつての全員協議会において、今後のことですね、が少し話がございましたけども、もともと当委員会におきましては、農業関係の視察をね、行ったらどないやという話がございましたけども、やはり農業となってくると、冬場はどうしてもね、難しいんじゃないかということで、夏場のほうがいいのかというふうなこともございまして、そういった意味で、来年の暖かい時期ですね、にやろうということになろうかと思いますが、それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。そういった意味では、3月の定例会議ぐらいまでには、どこへ行くというね、方向性をしっかりと定めていく必要がありますので、今後、この委員会でですね、委員の皆さんとともにちょっとね、しっかりと協議もしていきたいと思いますので御協力をよろしく願いをいたします。

ほかにありませんでしたら、以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、副町長から換

挨拶がございます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

副町長の川村でございます。

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、本日は町長が緊急入院ということで、欠席ということで、改めましておわび申し上げます。

提案させていただきました議案につきまして、御審議いただき、適切に御決定賜り、誠にありがとうございます。

いただきました御意見等につきましては、真摯に受け止め、執行の際にしっかりと配慮し、注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

引き続き、本町に対する御支援、御協力をお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（中川敦司君）

それではこれもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 10 時 26 分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長